

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 7 日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条の規定に基づく要請
及び指示並びに第24条の規定に基づく要請について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 3 号）が公布・施行され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第45条第 2 項の規定に基づき特定都道府県知事が施設の使用制限等に係る要請を行うことができる施設として、飲食店等が追加されたところです。

これを受けて、特措法第45条の規定に基づく要請及び指示並びに特措法第24条第9項の規定に基づく要請を行うに当たっての留意事項について、以下のとおり周知いたしますので、各位におかれては、十分御了知の上、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう御対応下さい。

記

1. 飲食店等に対する要請等について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 3 号）の施行に伴い、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については、特措法第45条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく施設の使用制限等に係る要請及び指示の対象を定める新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「施行令」という。）第11条第 1 項に追加されること。
- また、令和 3 年厚生労働省告示第 4 号（令和 3 年 1 月 7 日）により、上記の飲食店等については建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものも、特措法第45条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく施

設の使用制限等に係る要請及び指示の対象とされていること。

2. 特措法第45条第2項の「施設の使用の制限若しくは停止」

- 特措法第45条第2項に規定する「施設の使用の制限若しくは停止」には、施設の営業時間短縮も含まれること。

3. 特措法第24条第9項に基づく要請の対象

- 特措法第24条第9項に基づくいわゆる「休業要請」については、施行令第11条第1項各号に掲げる施設を対象としており、それ以外の施設は要請の対象としないものであることに留意すること。
- なお、いわゆる「休業要請」以外の「施設の使用の制限・停止」（施設の営業時間短縮を含む。）に係る要請の対象については、施行令第11条第1項各号に掲げる施設に限られないことに留意すること。
- また、一般的な感染防止策等に係る要請についても、「緊急事態宣言に伴う事業者への要請等に係る留意事項等について」（令和2年4月10日付け事務連絡）で示しているとおり、要請の対象は施行令第11条第1項各号に掲げる施設に限られないことに留意すること（別添も参照）。

以上

法第24条第9項の要請の対象並びに 法第45条の要請、指示の対象

(別添)

		施設の使用の制限若しくは停止		一般的な感染防止策等
		休業	休業以外の措置 (営業時間短縮を含む)	
法第24条第9項 (要請)		施行令第11条第1号各号に掲げる施設のみ可能	施行令第11条第1項各号に掲げる施設に限らず可能	
法第45条	第2項 (要請)	施行令第11条第1号各号に掲げる施設のみ可能		— (※法第45条に基づいて「その他政令で定める措置」に該当するものを要請等する場合は、施行令第11条第1号各号に掲げる施設のみ可能)
	第3項 (指示)			

(注) ・赤枠は、**緊急事態宣言後**のみ可能

・青枠は、**飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設**を含む
(令和3年1月7日施行令改正、同日施行)